平成２８年（フ）第１１０３号
大阪市住吉区清水丘３丁目１番18―801号
債務者　戸田　麻耶（旧姓吉谷）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１８５号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目４番20号　ケアハイツ風香、前住所大阪府東大阪市日下町４丁目１番42―403号
債務者　大岩　　務
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７号
北九州市八幡西区永犬丸南町３丁目13番42―107号
債務者　伊藤奈美恵
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６５５号
千葉県松戸市牧の原２番地の19　牧の原公団住宅１街区22棟915号
債務者　椎名　倫子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７号
千葉県野田市尾崎304番地の２
債務者　臼井　明美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８号
千葉県野田市尾崎304番地の２
債務者　松村　ます
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６号
千葉県柏市旭町２丁目４番６号
債務者　原　　辰瑠
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８号
千葉県松戸市牧の原２丁目16番地の２　ファミールＫ２―102号
債務者　鈴木　静枝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９８号
千葉県我孫子市天王台２丁目20番７号（201号）　パインセンチュリー、申立時の住所千葉県我孫子市柴崎台１丁目１番11―107号天王台ロイヤルハイツ
債務者　笹川　　啓
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４号
北海道川上郡標茶町常盤３丁目４番地　常盤団地　６棟４号室
債務者　石井　直美（旧姓五嶋）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４３号
釧路市愛国東２丁目47番７号
債務者　五十嵐由佳
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８６５号
東京都足立区青井３丁目29―１―601
債務者　手塚　國弘
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１２号
東京都文京区小日向４丁目６―18―302
債務者　本田　幸代
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９５３号
東京都世田谷区三宿１丁目３―22―304
債務者　木下貴代子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９６８号
東京都江東区大島６丁目１―６―1152
債務者　岡村　有紀
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９７１号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目７―36
債務者　杉山　　諒
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部